

学校いじめ防止基本方針

今治市立上浦小学校

令和6年4月5日改定

1 【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、また、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として行う。そして、全ての児童がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう積極的な取組を進める。

そのため、子どもを取り囲む大人一人一人が、いじめから子どもを守り、いじめを許さない子どもを育てるため、それぞれの役割と責任を自覚し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携と協力の下、地域総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行う。

2 【学校が設置する組織】

上浦小学校いじめ防止対策委員会

<構成員>

- 校長、教頭、教務主任
- 生徒指導主事、養護教諭、学級担任
- 特別支援教育コーディネーター

重大事態等への対処のための組織

<構成員>

- 上浦小学校いじめ防止対策委員会構成員
- ハートなんでも相談員
- スクールソーシャルワーカー、PTA会長
- 学校運営協議会、学校医（必要に応じて）

<役割>

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- 校内研修を企画し、計画的に実施
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のP D C Aサイクルの実行
- 重大事態への対処

<外部専門家>

<関係機関等>

- 今治市教育委員会
- 発達支援センター
- ネウボラ政策課
- 伯方警察署
(井口駐在所・瀬戸崎駐在所)
- 福祉総合支援センター
- 上浦福祉センター

3 【未然防止のための取組】

- 学級経営の充実
- 人権・同和教育、道徳教育の充実
- 体験活動の充実
- 児童の主体的な活動の充実（特別活動）
- できる・分かる授業づくり
- 情報モラル教育の充実
- 教職員の研修の充実
- 相談体制の整備（教育相談の充実、ハートなんでも相談員・スクールソーシャルワーカー等の活用）
- 発達障害等への共通理解

4 【早期発見のための取組】

- 指導体制の確立
- 早期発見のための研修、チェックリストの活用
- アンケート等調査の工夫
- 相談活動の充実
- 保護者との連携、情報の共有
- 地域及び関係諸機関との連携

5 【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握

いじめと疑われる行為を発見した際には、当事者双方、周りの児童から個々に聞き取りを行い、記録する。
- 情報共有と組織的な対応

教職員は一人で抱え込まず、関係教職員と情報を共有し組織的にいじめ問題に対応する。
- いじめを受けた児童への支援、保護者への説明・支援

当該児童からいじめを受けた児童を保護し、心配や不安を取り除く。また、つながりのある教職員を中心に、保護者と直接会い具体的な対策を説明するとともに、継続的に連携を図る。
- いじめを行った児童への指導・支援、保護者への説明・支援

相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を行い、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせるようにする。また、直接保護者に会って具体的な対策を伝え、連携協力して問題解決を図る。
- 周りの児童への指導・支援

周りの児童に対しても、傍観者の立場でもいじめに荷担していることを示した上で、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を行い、いじめを止めることができるよう支援する。
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応

SNSでの書き込みなどインターネットを介したいじめを確認した場合、県警などの関係機関から助言を仰ぎながら対応に当たる。
- 関係機関との連携
 - ・ 発達支援センターや伯方警察署等に協力を求め、今後の連携方法を話し合う。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言のもと、学校の下に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6 【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めるこ

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にする心と態度の育成
- 子どものサインに気付ける関係づくりとコミュニケーション
- 情報機器等の安全で正しい利用法の指導

地域に求めるこ

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見かけた時に、注意と家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導

7 【いじめ防止対策年間計画】

内容 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容												
上浦小学校いじめ防止対策委員会	○				○					○		○
心のアンケート	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
教育相談	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○					○			○
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者アンケート				○					○			
学校評価				○					○			